## 東広島市教育委員会定例会(令和元年11月)議事録【公開】

- 1 日 時 令和元年11月28日(木)午後3時0分~午後4時22分
- 2 出席者
  - (1)教育長 津森教育長
  - (2)委員渡部教育長職務代理者、坂越委員、長嶋委員、京極委員
  - (3)事務局 【学校教育部】

大垣学校教育部長、直井学校教育部次長兼教育総務課長、池田学校教育部 次長兼学事課長、田中教育調整監、本越学校教育部次長兼東広島北部学校 給食センター所長、小川指導課長、小島青少年育成課長、垣田東広島学校 給食センター所長、柴田西条学校給食センター所長、吉井安芸津学校給食 センター所長、田坂教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

### 【生涯学習部】

國廣生涯学習部長、鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長、丸山生涯学習部 次長兼スポーツ振興課長、岡田生涯学習部次長兼文化課長、諏訪黒瀬生涯 学習センター長、佐々木福富生涯学習支援センター長、松浦豊栄生涯学習 センター長、半川主査

- (4)書 記 奥田主査
- 3 場 所 東広島市役所北館 201会議室
- 4 議 題
- (1) 報告事項
- 報告第62号 臨時代理の報告について(事業契約の締結について)
- 報告第63号 学校における働き方改革取組方針について
- 報告第64号 令和元年度中国中学校駅伝競走大会結果について
- 報告第65号 平成30年度「東広島市立の小中学校における生徒指導上の諸課題」の現状 について
- 報告第66号 第29回東広島市生涯学習フェスティバルの結果について
- 報告第67号 第35回東ひろしま新春駅伝競走大会の開催について
- 報告第68号 新東広島市立美術館の竣工について
- 報告第69号 登録有形文化財(建造物)の登録について
- (2) 議案事項

議案第33号 令和元年第4回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について 【非公開】

(3) その他

次回教育委員会定例会の日程について

#### 開会 午後3時0分

○ 津森教育長:それでは、定刻となりましたので、令和元年11月の教育委員会定例会を 開会いたします。

本日の議事録署名委員は渡部教育長職務代理者と坂越委員でございます。よろしくお願いします。

本日の会議の進行でございますけれど、議案第33号は、議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合の意見の申出に関することとして、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第3号に該当するため、非公開として審議したいと思います。

委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。いかがでございましょうか。

それでは、議案第33号は非公開として審議することに決定いたします。

本日の傍聴希望はありますか。

- 直井学校教育部次長兼教育総務課長:ございません。
- 津森教育長:わかりました。

それでは、早速、報告事項から入ります。

### 報告第62号 臨時代理の報告について (事業契約の締結について)

- 津森教育長:報告第62号臨時代理の報告について(事業契約の締結について)説明を お願いします。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長:それでは、報告第62号臨時代理の報告について ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

1、臨時代理の理由につきましては、令和元年第3回東広島市議会臨時会提出議 案事業契約の締結に対し市長から意見を求められたため同意する必要が生じたが、 緊急を要し、教育委員会会議を開く時間的余裕がなかったため、臨時に代理したも のでございます。

事業契約の内容につきましては、5ページをお願いします。

- 1、提案の理由は、東広島市立小・中学校空調設備整備事業の事業契約を締結しようとするものでございます。
- 2、契約の内容につきましては、小学校21校、中学校8校の普通教室、特別教室等における空気調和設備の設計、施工、工事管理、維持管理等及びこれらに付随する業務。(2)契約金額、(3)契約の相手方につきましては、記載のとおりでございます。(4)事業期間は東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和15年3月31日までとしておりますが、この案件につきましては、11月15日に開催した臨時議会において既に議決をいただいております。そのため、令和元年11月16日から令和15年3月31日までとなります。

報告第62号臨時代理の報告についての説明は以上でございますが、今回の小・中学校空調設備整備事業についてはPFI法に基づく事業として行ったもので、その概要について簡単に説明をさせていただきたいと思います。

7ページをお願いいたします。

PFIとはPrivate Finance Initiativeの略で、従来公共が担っていた公共施設等の建設や維持管理、運営などについて、民間の資金や経営能力、技術力を活用し、従来手法よりも安価で質の高い公共サービスの提供を目的とする新しい公共事業の手法を言います。本市では、一定規模以上の事業費やランニングコストを要する場合、PFI事業の検討を行うこととしており、本件におきましても平成29年度から30年度にかけて導入可能性の検討、調査を行ってまいりました。その調査において、従来手法で行うよりも削減効果、これはVFMといって、ValueForMoneyというんですけども、削減効果が見込まれること、また短期間で同時期に整備するために有効な方法であるということから、PFI事業で行うことを決定いたしました。

2、事業方式につきましても、幾つか方式がある中で、国からの補助等を考慮 し、エアコンの整備後に市へ所有権を移して、事業者が維持管理を行うBTO方式 という方式をすることに決定をいたしました。

事業者の選定に当たっては、有識者から成る選定委員会を設置して、2社、2グループから応募がありました。その2社から事業内容の提案と入札価格を提出していただき、その評価点が高かった株式会社中電工広島中部支社を代表企業とする5社で構成するグループに決定をいたしました。この事業者グループは、特別目的会社であるPFI学校空調東広島株式会社を設立して、今回の議決を踏まえて当株式会社と本契約を締結する手続を今進めております。

6、事業計画に基づく財政支出の削減効果といたしましては、本市が従来どおりの方式で実施する場合の財政支出とPFI方式による場合の財政支出について比較をしております。維持管理も含めた令和15年3月までの事業期間中の財政支出として、①が従来方式、②がPFI方式による財政支出になりますけども、PFI方式による削減効果といたしまして、③になりますが、金額にして約3億5,900万円、削減効果率として約15.7%の効果があるものと見込んでおります。

次の8ページに契約までの主な流れを記載しております。

PFI方式による事業実施は、本市では初めての例ということで進めてまいりました。何とか事業契約の締結まで進めることができました。現在は調査、設計を行っているところで、早い学校では来年3月ごろから設置工事を行っていく予定としております。予定どおり、来年の6月末までには全ての普通教室に空調設備を整備してまいりたいと考えております。

空調設備整備事業についての説明は以上でございます。

○ 津森教育長:ありがとうございました。

11月15日に臨時市議会を開催していただいて議決いただいたわけでございます。 方式等の説明もありましたが、何かご質問がありましたらお願いいたします。 よろしいですか。

それでは、次に行きます。

## 報告第63号 学校における働き方改革取組方針について

- 津森教育長:報告第63号学校における働き方改革取組方針についての報告ですが、これは別冊になっていると思います。そちらをお願いします。
- 田中教育調整監:それでは、学校における働き方改革取組方針案について報告いたします。

案の作成に当たりましては、学校教育レベルアッププラン推進委員会をもとに働き方改革特別部会を設け、3回の会議を重ねております。6名の委員の方から多数ご意見をいただきました。

それでは、1ページをお開きください。

策定の根拠です。1ページの7行目になります。

平成31年3月18日に、文部科学事務次官から、学校における働き方改革に関する 国の決定についてというものが通知されております。その中で、各教育委員会にお いて学校における働き方改革の方針を策定することが示されております。こちらが 根拠となります。

続いて、現状の把握です。

2をご覧ください。

市内小・中学校の全教職員1,056名を対象とし、アンケートを実施しております。回収率は93.3%です。

大きく3つの設問を設けております。

まず1つ目、子供と向き合う時間が確保されていると感じる教職員の割合ですけども、結果としましては、小学校は37.0%、中学校は37.5%です。この数字が同規模の市である、尾道市、呉市、廿日市市と比較し低い数字となっております。

続いて、2ページをご覧ください。

(2)負担感、多忙感を感じる業務について、選択肢方式で行いました。

その下に、上位1位から6位までの項目を上げております。ざっと見まして、教 員本来業務というのは授業づくりですとか集団づくりになろうかと思うのですが、 その本来の業務に専念できる環境をいかに整えるかということを改めて認識をして おります。

続いて、3ページをご覧ください。

(3)長時間労働改善のための有効な取り組み、これは自由記述にしております。 上位1位から10位までをそこに上げております。教育委員会が行うべき取り組みと 学校が行うべき取り組みと分けております。3ページ、4ページにわたってそのこ とをお伝えしております。

続いて、5ページをご覧ください。

教職員の時間外勤務の状況、あえてわかりやすいように時間外勤務という言葉を使っておりますけども、正確には在校等時間のうちの超過勤務という表現になります。

グラフを見ていただくと、当然のことながら8月は夏季休業中ですので低い数字になっております。平均をとってみますと、これも他市町と比較しておりますけども、尾道市、廿日市市、福山市、広島市よりも、平成30年6月時点において高いというか長い数値となっております。

続いて、6ページです。

このような現状を踏まえまして、目標、成果指標に4つ掲げております。(1)と(3)につきましては、広島県教育委員会が示している目標に準じた目標を設定しております。(2)と(4)につきましては、勤務実態ですとかあるいは年次有給休暇取得状況、こちらのほうを勘案しまして目標を設定しております。

続いて、4の取り組み内容ですが、これが(1)から(5)までありますけども、(1) は教育委員会が取り組むべきものと考えております。とりわけ、6ページの下でスクール・サポート・スタッフの派遣とありますが、こちらとあと7ページのク ガイダンス機能付き電話の設置、この2つにつきましては、現在予算要求をしているところです。

続いて、8ページをご覧ください。

(2) 学校における自律的な業務改善、業務削減の推進、こちらのほうは学校が取り組むべきものとして掲げております。

続いて、8ページの真ん中の(3)になりますけども、部活動指導に係る教員の負担軽減、これは教育委員会、学校ともにということで考えております。

続いて、9ページをご覧ください。

(4) 教職員の働き方に対する意識の醸成、こちらのほうは学校が取り組むべきものとして掲げております。

それから最後、(5)ですが、現在、広島県内の他市町でこの取組方針が出されておりますけども、本市の特徴といたしましては、PTAについても切り込んでいるところと思います。PTAにおける自律的な業務改善、業務削減の推進として、こちらはPTAの役員のこととして上げております。

先ほど、働き方改革特別部会という話をさせてもらいましたが、こちらのほうにも東広島市PTA連合会の会長さんに入ってもらって、いろいろとご意見をいただいたところです。

9ページの下、フォローアップとありますけども、この取組方針につきましては、一応令和3年度末までを考えております。状況を見まして、また令和4年度からは必要に応じて変更を考えていこうと思っております。

最後、10ページ、こちらのほうはあくまで例ですけども、このようなことが考えられるのではないかというチェックリストとして上げております。

説明は以上です。

- 津森教育長:ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 坂越委員:本当によく整理していただいて、実態も踏まえながらということで、教育 委員としては大変感謝をしたいというふうにまずは思います。

幾つか本当に細かい、精神論で頑張れ、頑張れって言うばかりで、基本的な手立てをしていないという、こういうのをある程度みんなわかりつつ、でも何かやらなきゃいけないという苦しいところで、こういう方針で、また教育委員会もサポートするという姿勢を出してくださるところは、学校としても受けとめてくださるんじゃないかと思います。

PTA活動について、これも取り組んでみようというあたりはとても大事だし、やっぱり学校、教職員がやるところとPTAがやるところというのの仕分け、それと、これと関わるところで、別の項目でコミュニティ・スクールの取り組みがあったと思うんですけど、これはやり方は気をつけなければいけないけれど、PTAじゃなくしてコミュニティ・スクールの関係で学校の中にもっと入ってもらって、コミュニティと一緒に学校が経営して、教員の助けとなられるっていう仕組みというのは、多分あり得ると思います。PTAルートっていうよりも、地域の関係者、保護者、そういったあたりで、例えば、アメリカやヨーロッパでは、外国に子供を連れていった先生はよくご存じですけど、保護者がどんどん動員されて試験の丸つけさせられるんです。そんなような世界もあったりするので。

それと、学校の業務改善をチェックリストで確認していくと、これがまた、余り チェックリストが複雑で、チェックリストのチェックで報告書の時間がなくなった ら本末転倒だけど、そのあたりも気になりました。

あと、学校の先生の本音の部分をお尋ねしたいんですけど、いろいろ忙しいお仕事がある中で、4ページに先生方が「週案が詳し過ぎて追いつけない」と書いておられるんですね。今、週案はどのレベルまで書き込みしている、授業指導案のところに入るのかな、ちょっと、これは教えてほしいことです。

- 田中教育調整監:学校によりますけれども、基本は教科名、単元名、そして本日の狙い、ここまでを書いているということです。
- 坂越委員: それがそんなにきついっていうのは、どういう、学校によるということですかね。
- 田中教育調整監:学校によっては本時のねらいを取っているところがあります。
- 坂越委員:それだったら、本当に教員として当然、今週の授業を何やるかっていうの は確認しないといけないところですね。
- 田中教育調整監:恐らく、断言はできませんけども、経験で言わせてもらうと、調整 が要るのです。例えば、専科の先生ですとか、どこに何をはめるかとか。
- 坂越委員:いわゆるカリキュラムマネジメントと考えていいですか。
- 田中教育調整監:それもありますし、例えばTTという形もありますし、あるいは専 科の先生が自分の学級に入ってどういう授業をするかということもありますし、そ ういう打ち合わせ等々を含めての週案作成ということであります。
- 津森教育長:そのほかにありますか。
- 京極委員:さっきの子供と向き合う時間が確保されているかと、それは多分教員にとっては一番大事なところかなと思うんですけれども、それが今37ですよね。これを

80にしようということで、これは結構大変なことですが、ある程度具体的な項目ってあるんですか。

- 田中教育調整監:このアンケートを実施するときに、子供と向き合う時間の定義づけがうまくかみ合っていないということもあるのですが、教員の印象としては、直接対面している時間を考えがちですけども、私たちが考えているのは、そのような授業の充実とか、あくまでも子供のためになる時間というものは、全てカウントしていこうというように今後考えております。
- 京極委員:あと、恐らく減らせるのは事務的な処理だとか、そういうふうなところが あると、先ほど何か出ていましたけど、ある程度そういう人を雇わないと難しいの かなというような気はします。そのあたりの対策というのは何かあるんですか。
- 田中教育調整監::先ほども申し上げたように、スクール・サポート・スタッフ、これを増員できるかというところですが、なかなか財政事情もございますので、試験的に何校か配置をして検証できないかなと考えるところです。
- 京極委員:わかりました。
- 長嶋委員:5ページの時間外勤務の状況について、80時間以上のある時間外勤務は 10月が小学校も中学校も多いんですけれども、これはどのような理由があるんです か。
- 田中教育調整監:要因は様々あろうかと思いますけど、学校において教材研究に熱心に取り組んでおられる先生もいらっしゃいますし、中学校におきましては部活動が考えられます。
- 坂越委員:研究授業は。
- 田中教育調整監:研究授業は時期的なものもありますので、そこは何とも言えないのですが。
- 池田学校教育部次長兼学事課長:あと、9月の下旬から10月の頭にかけ、前期後期のいわゆる境目になりますので、評価の点数を出していきます。懇談会等の時間も費やしますので、そういうので結構増えるのと、あと、10月の途中から後期スタートになりますので、そういうこともあると思います。
- 長嶋委員: それから、子供と向き合う時間の確保等について、先ほど尾道市、呉市や 廿日市市に比べたら低いということですが、その尾道、呉市、廿日市市はどのぐら いの割合ですか。
- 田中教育調整監:全て50%超えています。
- 長嶋委員:そういうのを聞くと、保護者であれば、大変不安になるのではないかと思いました。こうした結果も、保護者、地域の方にしっかり知っていただいて、そこで保護者、地域の方にどう学校に関わっていったらいいかということを考えるきっかけになればいいなと思います。
- 田中教育調整監:学校によっては、学校だより等、もう既に働き方改革に関すること をアナウンスされているところもあります。
- 渡部教育長職務代理者:現場は、業務も非常に大変だということがよくわかるわけで

す。業務の簡素化とか、それから一番大きな問題は人員の増員と。管理職等の方も 教職員も委員の方も感じていらっしゃるわけですけども、要するにお金のかかる話 です。この問題が1つあります。

例えば、放課後にスポーツの指導とかを先生から開放しようという動きがあって、今朝も中国新聞ですか、府中町ではプロの会社に頼んで、専門の人にやってもらう記事が出ておりました。「ああ、こんなこともできるのか、お金はどうするのかな」と思ったんです。そういう改革すべき具体的な内容が明確になっているんですが、今、どういう解決方法が予定されているのか。例えば、府中町の取組みのように、たくさんの問題のある中で、一つ一つ具体の問題を潰していくことが必要じゃないかと思うんです。放課後の指導、部活動の指導、こういったものについて、具体例として何か見通しはあるのでしょうか。

- 田中教育調整監:部活の指導員については、少しずつ増員をしていきたいという思いはありますけども、そう飛躍的に数字が上がるというのはちょっと今のところ難しいかなとは思っております。
- 渡部教育長職務代理者:なかなか難しい問題ですよね。
- 津森教育長:京極委員がおっしゃったように、目標の中での一番上の目標が最も困難であろうと感じております。

ただ、これが確保できているかどうかというのは、個人の主観的で聞いておりますから、先生方がこれくらいでいいだろうというような日とまちまちなところがある。非常に熱心にやりたい先生が多いという傾向はあるので、自分が満足する水準というのが、本市の場合高いところにあるというのも、あながちひいきするわけではないですが、そういう部分もあるのかなとは思っています。

目標に掲げている4つの中でできそうなのは4番です。昨年度の平均が8日です。夏休みや冬休み、春休みを中心に、あとは時間単位で取ったものを全部加算しての数値ということですから、これはできそうかなと思うんですけど、管理職はなかなかとれないことが多いので、苦しいですが、何とかとってもらえるように。ちなみに、市の職員の平均は10.2でした。市でも平均10.2ですから、100%ということは非常に目標値としては高いかと思います。

このことにつきましては、案という形にはなっておりますけれど、委員さんにも 一応承認していただいたということで、この方向で決定させていただくということ でよろしいですか。

ありがとうございます。

○ 坂越委員:1つ教えてください。

年間の平均労働時間、あるいはもうトータルの労働時間を何とかしないと、根本 解決にはならないというのはもうマスコミに出ているとおりだけど、あれを導入す るっていうのは市教委単位でできるんですか。

- 津森教育長:できるようになったということです。
- 大垣学校教育部長:服務監督する部署となっているんですよね。うちで言いますと、

市教委にですけど、労働時間を定めているのは、県単位です。

- 津森教育長:ただ上限45時間というのを守っているところしかだめですよ、というの があるんです。
- 坂越委員:なかなかすぐには難しいですかね。
- 津森教育長:いろいろ反対する意見も多くありますけれど、悪くないんじゃないという意見も結構あります。
- 坂越委員:これは参考までに。新聞にも出ていましたが、附属学校はかなり前からあれを導入しているんだけど、ある程度うまくいってる。夏休みに1週間ぐらいまとめて研修がとれるような、そういう学校もあったりもする。ただ、附属学校はかなり自由度が高いので、職員朝礼をやめるとか。例えば、私は月曜日の3時間は休みというか、午後出勤にするとか、今日は午後休暇にするとか、一人一人がばらばらに組めるという状況があれば、機能はちょっとはする。ただ、本当に総労働時間が決まっていて、月ごとに次の月はこういったらいいとか、次の月はどういったらいいとか組んでいかなければいけないので、事務量はかなり増える、そんな実態のようです。
- 津森教育長:ありがとうございました。それでは、次の報告に行きます。

## 報告第64号 令和元年度中国中学校駅伝競走大会結果について

- 津森教育長:報告第64号令和元年度中国中学校駅伝競走大会結果について、説明をお 願いいたします。
- 小川指導課長:それでは、資料9ページをご覧ください。

令和元年度中国中学校駅伝競走大会の結果について報告いたします。

先日、11月17日日曜日に東広島運動公園を発着するコースで行われました。男子は6区間、17キロメートルで、県内56校が出場しました。女子は5区間、12.2キロで、県内55校が出場しております。

結果についてですが、まず女子の優勝校及びタイムの表をご覧ください。

市内の中学校は、太字で示しております。第3位が高屋中学校、第4位が松賀中学校、第8位が西条中学校、第10位が八本松中学校となっております。展開といたしましては、三原第五中学校が最終5区で逆転して、2位が鷹取、3位が高屋中学校ということですが、直前のインフルエンザの影響が少しあったというようなことも聞いております。

次に、男子ですけれども、磯松中学校が第1位優勝、25年ぶりということでございます。2位が松賀中学校、4位が高屋中学校、8位が西条中学校、9位が高美が丘中学校となっております。展開といたしましては、磯松中学校が1区から3人連続の区間賞で抜け出して、2位松賀中学校の追い上げを振り切って優勝しております。

なお、優勝いたしました磯松中学校につきましては、12月15日日曜日に滋賀県で

行われます第27回全国中学校駅伝大会に出場をいたします。12時15分スタートとなっております。

以上、中国中学校駅伝競走大会についての結果についての報告でございます。

- 津森教育長:このことにつきましてご意見、ご質問があればお願いします。 これはテレビで放送はないですか。
- 小川指導課長:ないですね。
- 津森教育長:磯松中学校はどのあたりを狙っているかという、そういう情報はありま すか。
- 小川指導課長:4人柱がおりますので、その4人柱が予定どおり機能して、そしてあ との2人が予想以上の力を発揮すれば入賞はいくんじゃないかなと思っています。
- 津森教育長:夢ではない。
- 小川指導課長:はい。
- 長嶋委員:全国のレベルでいうと、女子も男子もどれぐらいというのはわかります か。
- 小川指導課長:それは、今度滋賀県に行ってみていただければと思います。
- 大垣学校教育部長:今回、距離が違うんですか。
- 小川指導課長:そうです。運動公園の陸上競技場は耐震工事をしておりますので、少 しコースが違うということになっております。
- 津森教育長:それでは次、いきます。

# 報告第65号 平成30年度「東広島市立の小中学校における生徒指導上の諸課題」の現状に ついて

- 津森教育長:報告第65号東広島市立の小中学校の生徒指導上の諸課題について、説明 をお願いします。
- 小島青少年育成課長:それでは、平成30年度「東広島市立の小中学校における生徒指導上の諸課題」の現状についてご報告をさせていただきます。

10ページのほうをご覧ください。

この資料は、平成30年度本市における生徒指導上の諸課題である暴力行為、いじめ、不登校について、国や県と1,000人当たりの発生件数や認知件数等で比較したものでございます。このグラフの中で、黒の折れ線グラフが国、緑の折れ線グラフが県、赤の折れ線グラフが本市を示しております。

平成30年度は暴力行為、いじめ、不登校のいずれの数値も増加しており、特に小学校の1,000人当たりの不登校児童数は、国、県を超え非常に憂慮すべき状況にあり、これまで以上に対応を強化していく必要があると認識しております。

それでは初めに1の暴力行為の発生件数についてから説明をさせていただきます。

平成30年度につきましては、小・中学校ともに増加をしております。右側の本市 暴力行為発生件数の表を見ていただくと、実際の暴力行為の発生件数でいうと、小 学校では32件から50件になり18件の増加、中学校では15件から36件になり21件の増加となっております。

暴力の形態別で言いますと、小・中ともに生徒間暴力が小学校で16件、中学校で21件増加しており、先生に対する暴力である対教師暴力は増加しておりません。

事案の概略につきましては、小学校では低学年の発生件数が増えており、偶然ボールが顔に当たったなど、偶発的な行為や、遊びの中などで注意をされたこと、こういったことに対して感情が抑えられず、衝動的に手足が出たものが多数発生しております。

さらに、特定の児童による繰り返しが見られております。

中学校では1、2年生の発生件数が多く、相手をからかったり、逆に自分がからかわれたりしたことや、注意のされ方が自分をばかにしているように感じたなど、相手の言動に対して嫌だという感情を言葉ではなく暴力を振るってしまうというものが多数を占めております。

暴力行為が許されない行為であるという認識のもと積極的に指導し、再発防止に 努めてまいります。

次に、2のいじめの認知件数についてでございます。

グラフは、1,000人当たりの認知件数の割合を示しております。

平成30年度本市小学校におけるいじめの認知件数については、国、県の数値と同様、3年連続で増加しております。右側の表、本市いじめの認知件数の平成30年度では、小学校193件、中学校は42件となっております。平成29年度と比較すると、いじめの認知件数は、小・中合計で103件増えていますが、学校の取り組み等により解消しているものも109件、前年度より増加しており、いじめの解消率は82.1%で、前年度より解消しているものが18.4%増加しております。引き続き、いじめを見逃すことなく、積極的に解消に向け早期対応を行うよう、学校を指導してまいります。

最後に3、不登校児童・生徒数についてでございます。

平成30年度の不登校児童・生徒数の割合は、国、県と同様に本市でも増加傾向を 示しております。

これまで本市の不登校児童・生徒数の推移につきましては、小学校では平成19年の58人、中学校も同じく平成19年の182人をピークに多少の増減がありつつも減少してきており、ここ数年は小学校では30から40人前後、中学校では90人前後を推移しておりましたが、平成28年度から3年連続で増加し、平成30年度、小学校は90人、中学校は132人となり、小学校は過去最高の人数となっております。

不登校の増加の要因、背景につきましては、子供たちを取り巻く社会の急激な変化に伴い、対人関係能力や規範意識の低下、忍耐力の衰えなど、社会性の未発達な子供の増加が指摘されており、それに加えまして学校に通うことが全てではないなど、社会と保護者の意識の変化の広がりが要因の一つであると考えております。

不登校児童・生徒への支援につきましては、登校しにくい児童・生徒に対しては

スクールソーシャルワーカーの派遣の拡充を図り、欠席ぎみや学級での生活に困難さを感じている児童・生徒に対しては、県の指定を受けて設置しておりますスペシャルサポートルームでの先進的な取組を他の学校にも波及させていくことを計画しております。

今後、各学校における現在の状況把握に努め、生徒指導体制の充実を図るとともに、児童・生徒が安心して通える学校づくりをさらに目指してまいりたいと思います。

報告は以上でございます。

○ 津森教育長:ありがとうございました。

ただいまの報告についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

○ 坂越委員:表に出てきた数値だけ見て、増えているとか問題だとかというのもなかなか、それは個別事例があるだろうとは思うんですけど、ご説明いただいた中で、例えば、暴力行為に関して言うと、感情のコントロールをしにくい子供たちが増えてきている。これってやっぱり現場の先生方の感覚としてもそうだろうかっていう。前もこういう質問をして、これも説明の中にあったんだけれども、特定の子供の複数回というようなこともあって、それぞれの年度で数値が動くっていうようなこともあったりするっていうのを伺ったんだけど、ちょっと多くなっているなと。その子供たちの変化、それについて、もし指導主事の先生方とか現場で何か聞いたようなことがあったら教えてほしいなと思います。

いじめに関しては、これもご説明どおり、認知の形が変わって、早く発見して早く対処すれば、これはまたいい方向に出てくるということかなと思うんです。

子供たち、生徒たち、児童たち、言動を見られている感覚からすればどうですか。何か感じられるとこがあったら教えてください。

- 小川指導課長:去年まで学校現場にいたんですけれども、昔の報告等にもあったんですけど、やはり何か腹が立つことがあったら、言葉でそれをうまく表現できない子が非常に増えているなということを思います。言葉で自分の思いを伝えることができれば、暴力行為までいかなかったのになという件が何件かあって、そういうときにはどういうふうに対応したらいいのかっていう、言葉の出し方であるとか、解決の仕方、そういったところを教えるようなこともたくさんありましたので、そういった子供が増えてきているなということを思います。
- 坂越委員:なんでだろう。答えはすぐ出てないと思いますが。いろんな要因があるんでしょうけど。そういう人同士というか子供同士の関わりは、幼稚園でも小学校でも、特に幼稚園、保育所、小学校に上がってくる前、その世界がそんなに大きくは変わっているとも思いにくかったりするんです。
- 小島青少年育成課長:特徴としては、前は小学校の中で、学年が高い、高学年の方に 暴力行為が多かったのですが、今は増えているのは低学年、それから中学年の暴力 行為が増えています。1つあるのは、先ほどあったいじめの積極的認知というとこ ろで、ふざけ合いであっても積極的に認知していじめとして見ていくという視点を

先生たちが持ったところで、子供たちのそういう小競り合いというものも暴力行為 として取り上げて指導するというふうに変わってきたところもあります。

- 坂越委員:わかりました。
- 津森教育長:そのほか、何かありますか。
- 渡部教育長職務代理者:不登校のところで、ここ3年間、かなり急激に不登校の小学生が増えておりますが、これについてはその背景といいますか、そういうものが推測されますか。
- 小島青少年育成課長:平成29年度から平成30年度の特徴として、小学校で不登校がゼロだった学校が平成29年は15校あったのですが、平成30年度は4校に減っているということで、それぞれの学校、規模の小さい学校でも不登校の児童が発生しているというような状況があります。

それから、昔は学年が上がるにつれて不登校が増えてくるというような状況もあったのですが、兄弟関係で低学年でも不登校というような状況も見られているところが特徴としてあるように思います。

- 長嶋委員:先ほどお話があったいじめを解消している件数ですが、109件で82.1%ということですけれど、これが100%解消されていないことが気になりました。それから、先生方が解消していると思っていても、実は、児童生徒その保護者が納得をしていないということがあり、それが不登校につながらないかと心配をしております。なので、適切な対処と、いじめに遭った子供たちの継続的な見守りを慎重にしっかりとして欲しいと思いました。
- 小島青少年育成課長:文科のほうから、簡単にその行為がなくなったから解決したというふうには判断しないということで、事案が発生して指導した後、3カ月間何もなく被害児童生徒が苦痛を感じていなければ、そこで解消という定義があります。例えば、これは3月末の状況ですが、1月以降認知したいじめに関しては、3カ月経たないので解消というふうにはならないというところもあるので、100%には絶対にならないという数字です。
- 長嶋委員:わかりました。ありがとうございます。
- 小島青少年育成課長:それから、新たに不登校になった生徒を見ていったときに、その要因が生活リズムが不規則になって不登校が始まったっていうのが大体4割ぐらいで、保護者が無理させない、休みたいと言ったので休ませますとか、保護者の協力がなかなか得られにくくなったというのが2割、学校における人間関係が主因というのが約2割というようになっています。
- 京極委員:最近、ゲーム依存症が結構多くて、大学でも結構そういう子が入ってきている数字があるんです。
- 小島青少年育成課長:そうですね。先ほどの生活が乱れた、リズムが崩れていくこと の中には、そういうゲームというのも要因にかなり含まれております。
- 京極委員:これからまた増えそうな気がするんですけれども、ちょっと怖いなという 気がするので、小学校、中学校あたり、気にしたほうがいいのかなという思いで

す。

○ 津森教育長:全国的な傾向が右肩上がりということの中で、本市においても例外ではないということです。本当に社会を挙げて見ていかなければいけない大きな問題が背景にあると思うんですけれども、それはそれとして、目の前の子供たちの案件を一人一人を見ていくことしか現場でできることはないので、そうしたことをわかって丁寧に取り組めるように指導をしていただきたいと思っております。また、指導をしていきたいと思います。

それでは、次に行ってよろしいですか。

## 報告第66号 第29回東広島市生涯学習フェスティバルの結果について

- 津森教育長:報告第66号第29回東広島市生涯学習フェスティバルの結果について、説明をお願いいたします。
- 鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長:それでは、11ページをお願いいたします。

報告第66号第29回東広島市生涯学習フェスティバルの結果についてご報告を申し上げます。

先日、11月9日、10日の2日間、東広島芸術文化ホールくらら及び西条駅前にぎ わい広場におきまして開催いたしました。

教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中、開会式にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

2日間とも天気に恵まれまして、来場者数につきましては、9日土曜日が約4,500人、10日日曜日が約4,300人で、両日合わせまして8,800人となりました。

今年は、大ホールにおきまして、創作表現の発表、公益財団法人嘉登屋記念事業 団協賛イベントとして東広島次郎丸太鼓演奏や元広島東洋カープ監督野村謙二郎さ んの講演会、また昨年に引き続き小・中学校音楽フェスティバルを実施いたしまし た。

小ホールでのステージ発表やラウンジ等での作品展示のほか、大学等と連携をした4次元デジタル宇宙シアターやブラックホールに関する講座、ラムネ菓子づくりなど、多くの体験講座を実施しました。また、今年は、初めての手話講座や東広島産ジビエの試食会なども行いました。加えて、大学生の皆さんには、ボランティアなどで多数のご協力をいただきました。来場者の皆様には、こうした体験講座に気軽に参加されたことで、生涯学習に対する関心が高まったものと思っております。

第29回東広島市生涯学習フェスティバルについての報告は以上でございます。

- 津森教育長:開会式の出席、ありがとうございました。
  - このことについてお気づきのことなどありましたら、ご意見を伺いたいと思います。
- 渡部教育長職務代理者:くらら大ホール、小ホールで、すばらしい演奏を聞かせていただきました。その中に琴の演奏があったんですが、小ホールではダンスや大きな声で歌うプログラムはいいのですが、ドアはあけっ放しで、外でがんがんがんがん

やっているものですから、余り聞こえない状況でした。ああいう静かなものは、演奏する人にとってはちょっと申しわけないなという感じがいたしました。場所を変えるか、ドアを閉められれば閉めるとか、そういうふうに配慮されたほうがいいんじゃないかなという感じを持ちました。子供たちの課題別研究発表が、ロビーで行われていました。非常に壮大な報告や多くの優秀な発表に大変感心いたしました。

- 鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長:参考にさせていただきます。
- 津森教育長:そのほか、よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、次に参ります。

### 報告第67号 第35回東ひろしま新春駅伝競走大会の開催について

- 津森教育長:報告第67号第35回東ひろしま新春駅伝競走大会の開催について、説明を お願いいたします。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長:それでは、報告第67号東ひろしま新春駅伝 競走大会の開催についてご案内をさせていただきます。

資料の12ページ、13ページをお願いいたします。

本年度で第35回目を迎えますこの大会は、東ひろしま新春駅伝競走大会実行委員会を主催といたしまして、令和2年1月11日土曜日、9時15分開会式、10時スタートにより開催をいたします。

会場、コースにつきましては、東広島運動公園陸上競技場の改修工事に伴いまして、開会式と閉会式を多目的広場で行います。レースは、スタート地点を体育館と陸上競技場の間にあります通路の陸上競技場第2コーナー外とし、ゴール地点を陸上競技場の正面玄関前に変更をしております。

今回のコース図を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、参加部門などにつきましては、例年と変更はございません。

昨年度は190チームのご参加をいただくなど、東広島の冬の風物詩となっておりますスポーツイベントでございます。主催者とも協力をして事業を進めていきます。

なお、委員の皆様につきましては、既にご案内をさせていただいておりますが、 選手の激励にぜひご参列をいただきますようお願いをいたします。

東ひろしま新春駅伝競走大会の開催については、以上でございます。どうぞよろ しくお願いします。

- 津森教育長:参加の受け付けはいつまでですか。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長:明日が締め切りです。今、どれくらいエントリーがあるか確認はしてないんですが、例年どおり190から200チーム程度のエントリーはあるというふうに想定しています。
- 津森教育長:委員の皆様方でもお忙しいと思いますが、もしご都合が合えばまた応援 いただければ、大変ありがたいかなというふうに思います。

#### 報告第68号 新東広島市立美術館の竣工について

- 津森教育長:それでは、報告第68号新東広島市立美術館の竣工について、説明をお願いいたします。
- 岡田生涯学習部次長兼文化課長:それでは、14ページをお開きください。

報告第68号新東広島市立美術館の竣工につきましてご説明を申し上げます。

新東広島市立美術館は、西条中央公園の南側を建設地としまして、平成30年6月に着工いたしました。豪雨災害といった影響もありましたが、ようやく工事も順調に進みまして、足場やシートも撤去され、外観が確認できるようになっております。完成も間近となっております。明日、引き渡しを受けるということで、竣工することになっております。

それでは、項番1から説明させていただきます。項番1の概要です。

(2)の施設の概要の⑤建設工事費をご覧ください。

建築、電気、機械工事を合わせまして21億円余りとなっております。

(3)の今後のスケジュールをご覧ください。

竣工後、12月には文化課の美術館係と指定管理者が入居する予定でございます。 また、来年の4月からは、貸出施設でありますアートギャラリーとアートスペースの市民の皆様の予約受け付けを開始する予定です。

アートギャラリー等の名前につきまして、資料にはございませんが補足させていただきます。

これまで、市民ギャラリーと説明しておりました。しかし、くららにある市民ギャラリーと同じ名称で混同するため、美術館の市民ギャラリーはアートギャラリーという名称といたします。

資料に戻ります。

次の行です。

開館は令和2年11月、1年後を予定しております。

開館の際は所蔵作品を中心としたコレクション展を開催し、その後は特別展なども開催します。

なお、竣工から開館まで、1年間を要することにつきましては、その下の米印の 後に記載しております。

要約しますと、コンクリートづくりの建造物から出ます微量のアルカリ性物質を除去する期間、これを「枯らし期間」といいます。一般的にコンクリートの壁や天井をつくってから二夏以上が必要とされておりますため、来年の11月に開館する予定としております。

具体的な開館日につきましては、調整がつき次第、改めて報告させていただこう と考えております。

次に、項番2、目指す美術館像をご覧ください。

「育成・創造型美術館」の実現を目指します。

その下に、四角で囲ったグレートーンの4つの枠がございます。

「鑑賞ふれる」、「育成はぐくむ」、「創造つくる」、「交流つなぐ」の4つの 基本理念に基づく活動を行ってまいります。

それぞれの枠の横に記載のとおり、「ふれる」では、年に4回の企画展を開催するとともに、現在の美術館ではできなかった、所蔵作品を中心とした常設展を常時開催いたします。

「はぐくむ」では、現在の美術館にはなかったアートギャラリーを活用し、市民の芸術発表の場を提供します。

「つくる」では、現在の美術館にはなかったアートスペースという部屋を活用して、ワークショップや学芸員によるアカデミックな講座の開催を企画する予定です。

「つなぐ」では、展示室の入館料を払わない方も入館していただくことができる ロビー空間を確保しております。

次のページに参ります。

項番3、特徴です。

- (1)新美術館は市の中心市街地の「文化芸術交流ゾーン」に位置し、くららや西条中央公園との一体的活用を図ります。
  - (2)の収集方針です。

従前から、①から③の方針により収集しており、今後もこの方針に沿って、新美術館が所蔵するにふさわしい作品を収集し、市民の皆様に鑑賞していただきたいと考えております。ここで申します「収集」とは購入に限らず、寄贈、寄託を含めて考えてまいります。

次に、項番4、運営体制をご覧ください。

展覧会の企画や美術品の収集などは市職員の学芸員が行い、施設の管理等につきましては指定管理者が行う方法で運営します。

指定管理者は、8月の定例教育委員会でご審議いただきましたとおり、株式会社 イズミテクノになります。

その下に、参考資料といたしまして、現美術館との比較表を掲載しております。 詳しい説明は割愛させていただきますが、いずれも全てかなり大きくなっていくと いうことになっております。

次の16ページをご覧ください。

参考資料2としまして美術館の平面図を添付しております。上から1階、2階、 3階となっております。

1階の平面図をご覧ください。

この図では、上側が北側、くらら側になります。入り口は青矢印の2カ所のとおり、くらら側とそれから南側がございます。くららから入る北側のエントランスを正面玄関と考えております。黄色い部分が、市民の皆様が憩い、談話ができるロビーです。ここにミュージアムショップも置きます。

また、この黄色い部分の右上の角あたりに、本市在住の陶芸作家、木村芳郎氏製

作の高さ2mの陶器2基、作品名「阿吽」を設置いたします。この設置作業は、これから年度末に向けて基礎工事と移設作業を行いますので、まだ美術館については工事を行ってまいります。

また、中央の青色のトーン部分がアートスペースで、ワークショップやアカデミック講座を行います。

2階をご覧ください。

緑色の部分がアートギャラリーです。ピンクの展示室Bは、所蔵作品の常設展を 主に行う施設になります。

3階をご覧ください。

ピンクの展示室Aは、企画展を主に行う展示室です。黄色の3階ロビーからは、 くららや中央公園を見ることができます。この黄色い部分には入館料を払わない方 も入館することができます。

今後、「阿吽」の設置完了後、市民の皆様向けの施設公開、いわゆる内覧会も企画してまいる所存です。

報告は以上でございます。

- 津森教育長:美術館、明日竣工予定ということでございます。 説明についてご質問、ご意見があればお願いいたします。
- 京極委員:カフェみたいなところはあるんですか。
- 岡田生涯学習部次長兼文化課長:カフェはございません。

飲食関係につきましては、いろいろ検討したんですが、やはりくららは33万人の 入館をもって何とか運営できる状態ですので、3万5,000人の入館でカフェを運営 するのは比較的難しいです。

ただ、指定管理者と協議いたしまして、ドリンクとしてどういう計画ができるかというところを少し、できるだけよいドリンクコーナーができるように検討しているところでございます。

- 京極委員:わかりました。
- 津森教育長:ほかにはいかがですか。よろしいですか。

# 報告第69号 登録有形文化財 (建造物) の登録について

- 津森教育長:では続いて、報告第69号登録有形文化財(建造物)の登録について、説明をお願いいたします。
- 岡田生涯学習部次長兼文化課長:それでは引き続き、17ページをご覧ください。 報告第69号登録有形文化財(建造物)の登録について報告いたします。

11月15日の国の文化審議会におきまして、東広島市内の建造物14件が新たに国の登録有形文化財(建造物)として登録される答申が出されましたのでご報告いたします。

東広島市で新たに登録される物件は、この表の一番上の行の赤字のうち、左側の

赤字で記載しております14件、この登録により東広島市内の登録有形文化財の累計 は、右側の赤字で記載しておりますとおり99件となります。

具体的な登録施設を説明いたします。

このページの一番下の表をご覧ください。

「○新規登録文化財(東広島市分)」とタイトルのある行の下の表です。

この表、14行でございますが、上の8行までは一番左側の名称の頭文字2文字が全て金光となっております。黒瀬町の金光酒造合資会社の施設8件です。金光酒造合資会社は、桜吹雪という銘柄でよくご存じの方もおられると思います。国道375号沿い、黒瀬町乃美尾に所在されており、今回はその酒造施設となる瓶詰所や仕込み蔵など、酒造施設8件が登録の運びとなりました。それぞれ明治から昭和前期に建てられたものです。

本市の酒蔵としましては、西条酒蔵通りの酒蔵施設群は既に73件が登録文化財となっており、また西条の酒造施設群一帯が平成29年12月に日本の20世紀遺産20選に選定されております。

このたび登録されます金光酒造は、日本の20世紀遺産20選に選定された西条の酒造施設群の蔵元とともに、西条酒造協会の一員として、地場産業である酒造業や酒文化の情報発信に取り組んでおられます。このたびの登録は、施設そのものの重要性とともに、西条地区以外の酒蔵が明治以降独自の様式をもって発展してきたことが確認できる施設として貴重であることから登録の運びとなったものです。

また、下の6行が安芸津町の榊山八幡神社の6件です。

榊山八幡神社は、安芸津支所のすぐ海側、南側の小高い丘の上にあります。この 榊山八幡神社のある三津地区は、江戸期には広島藩の米蔵が置かれ、当時から酒造 業が盛んであり、明治以降、広島杜氏を多く輩出し酒造業で栄えた地区です。その ため、明治時代、当神社の造営に当たっても、酒造関係者のご尽力により、県内で も有数規模の社殿となった背景がございます。文化財の登録には直接関係ありませ んが、本殿正面の左側には石づくりの酒だるが配置されているなど、酒に関する寄 進物が多いのも特徴です。このたびの登録は、榊山八幡神社の建物が東広島の近代 神社建築を代表する建物として貴重であることから登録の運びとなったものです。

また、下から3行目の松尾神社は、酒の神様であります京都嵐山の松尾大社から 勧進、いわゆる分社したもので、当地方の酒づくりを知る上で貴重な建物であるこ とが登録の要因となっております。

今回の登録では、黒瀬町、安芸津町におきましては、それぞれ初めて国の登録文 化財が登録されることになります。

今回の登録によりまして、市内の登録有形文化財(建造物)は99件となり、指定文化財の107件と登録記念物(名勝地)の1件と合わせますと、合計で文化財は207件となります。

今後も、文化課では、市内におきまして酒蔵や町家、その他の構造物などの調査 を行いまして、資料のそろったものから順次登録を行い、指定の手続、また登録の 申請などを行いまして、文化財の保護に努めてまいりたいと思います。

なお、この14件の正式登録は、11月15日に行われました文化審議会の答申から数 カ月後を経て官報告示されることで初めて決定となります。

18ページは榊山八幡神社と金光酒造の位置図を記しております。

ただ、19ページには、金光酒造さんの離れ、それから酒蔵などが登録される施設 の写真を載せております。

20ページには榊山八幡神社や松尾神社などの写真を載せておりますのでご覧ください。

報告は以上でございます。

○ 津森教育長:報告につきましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 よろしいですか。

それでは、議案の審議に移ります。

議案第33号 令和元年第4回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について

## 【非公開】

## その他 次回教育委員会定例会の日程について

- 津森教育長:それでは、その他に移ります。 次回教育委員会定例会の日程について説明してください。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長:次回、12月の定例会につきましては、第4木曜日である12月26日木曜日、15時半からお願いをしたいと考えております。

また、1月の定例会につきましては、原則どおり第4木曜日である1月23日木曜日、15時からでお願いしたいと考えております。ご検討のほどをよろしくお願いいたします。

○ 津森教育長: それでは次回は、12月26日15時半ですが、よろしいでしょうか。場所は 北館201号室と決定させていただきます。

1月は、第4木曜日が23日ですが、よろしいでしょうか。

それでは、よろしくお願いいたします。その他、事務局から何かございますか。 委員の皆様から何かありますか。

特にないということでございますので、本日の議題は全て終了いたしました。以上で会議を閉会いたします。皆様、ご協力ありがとうございました。

#### 閉会 午後4時22分